

名張市国民保護計画

平成 19 年 4 月

名 張 市

名張市国民保護計画は、法令、基本指針、及び三重県国民保護計画に沿って記載を行っているものであり、実際の計画作成に当たっては、計画案の協議先となる県と十分に調整しながら計画作成を進める必要がある。

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	14
第6章 市地域防災計画等との関係	18
第2編 平素からの備えや予防	19
第1章 組織・体制の整備等	19
第1 市における組織・体制の整備	19
第2 関係機関との連携体制の整備	23
第3 通信の確保	26
第4 情報収集、提供等の体制整備	28
第5 研修及び訓練	31
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
第3章 物資及び資材の備蓄及び整備	36
第4章 国民保護に関する啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	38
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
第2章 市対策本部の設置等	42
第3章 関係機関相互の連携	53
第4章 警報及び避難の指示等	57
第1 警報の伝達等	57
第2 避難住民の誘導等	60
第5章 救援	66
第6章 安否情報の収集・提供	68
第7章 武力攻撃災害への対処	71
第1 武力攻撃災害への対処	71
第2 応急措置等	72
第3 生活関連等施設における災害への対処等	77
第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	79
第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処	83
第8章 被災情報の収集及び報告	85
第9章 保健衛生の確保その他の措置	86
第10章 国民生活の安定に関する措置	88

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	89
第 4 編 復旧等	91
第 1 章 応急の復旧	91
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	92
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	93
第 5 編 緊急処理事態への対処	94